

【1995年2月22日】農業者年金基金法の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

平成7年2月22日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 井出 正一

農林水産大臣 大河原 太一郎

農業者年金基金法の一部改正について（諮問）

農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

農業者年金制度改正案要綱

第1 改正の趣旨

農業者の老後生活の安定と適期の経営移譲を通じた農業経営の近代化及び農地保有の合理化を一層促進するため、年金財政基盤の長期安定を図るための措置を講ずるとともに、農業に専従する女性の加入の途の拡大、農業後継者の加入促進、担い手農業者への農地の集積等を図るため、加入要件、経営移譲要件等の改善を行うものとする。

第2 改正の要点

1. 年金財政の長期安定

- ア. 加入者の平均農業所得の動向を踏まえ、経営移譲年金等の給付単価の改定を行うものとする。
- イ. 厳しい年金財政の動向等を踏まえ、かつ、加入者の負担能力も勘案し、一定額まで保険料を段階的に引き上げるものとする。
- ウ. 年金財政の長期安定を図るとともに農業構造の改善を一層促進するため、引き続き、一定期間追加の国庫補助を行うものとする。

2. 農業に専従する女性の加入の途の拡大

夫とともに農業に専従し、経営者としての実質を備える配偶者（妻）について、農地

の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入の途を拡大するため、加入要件、経営移要件等の改善を行うものとする。

### 3. 若い農業者の確保

- (1) 後継者加入の場合の農業従事期間要件を撤廃するものとする。
- (2) 農外からの新規参入者等を適格な第三者移譲の相手方とする。

### 4. 担い手農業者への農地の集積の促進

- (1) 兼業後継者に経営移譲を行った受給権者が、農業者年金加入者等担い手農業者に対して経営移譲のやり直しを行った場合には、その時点から加算付経営移譲年金を支給するものとする。
- (2) 年金受給資格期間を満たす前に農地を処分して離農する者について、離農給付金の支給対象とするものとする。

### 5. 給付内容の改善

- (1) 死亡した夫の経営を承継し、特定配偶者期間（カラ期間）を活用して農業者年金に加入した配偶者に係る経営移譲年金について、死亡一時金を受給しない場合には、年金額に一定額を加算するものとする。
- (2) 年金受給資格期間を満たす前に障害の状態となったため離農する者のうち一定期間以上の保険料納付満期間等を有するものについては、特例的に経営移譲年金を支給するものとする。

### 6. その他

- (1) 後継者に対する使用収益権の設定により経営移譲した者に係る経営移譲年金の支給停止要件について、農業の振興に資する施設への転用等の場合を支給停止の通用除外とするものとする。
- (2) 三大都市圏の特定市における市街化区域内農地（生産緑地地区を除く）を有する者に係る加入資格要件及び加算付経営移譲年金の支給要件を見直すものとする。

### 7. 施行期日

平成8年4月1日から施行するものとする。ただし、1のイについては平成9年1月1日から施行するものとする。